令和７年度　消防設備士法定講習案内

一般財団法人　長崎県消防設備協会

消防法第１７条の１０に基づく工事又は整備に関する講習を次のとおり実施します。
消防設備士は、免状の交付を受けた日以後における最初の４月１日から２年以内又はその後講習を受けた日以後における最初の４月１日から５年以内ごとに講習を受ける義務があります。

■受講対象者

（１）令和５年度に免状の交付を受けた者。
（２）令和２年度以前に免状の種別の講習を受けた者で、その後講習を受けていない者

■受講期限（講習区分ごと）

〈例〉講習区分「消火設備」に該当する免状を複数取得した場合（「警報設備」及び「避難設備・消火器」も同様）

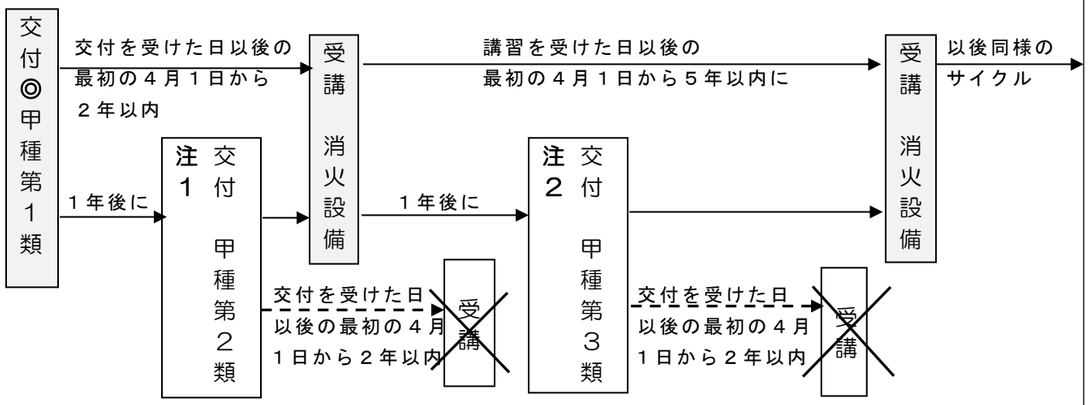

注１、注２　講習区分が同一である免状の交付を受けた場合は最初の免状交付◎が基準となります。

■講習日程及び講習区分

講習地	講習区分	講習年月日	定員	講習会場・申込期間
佐世保市	消火設備（甲乙１・２・３類）	令和７年６月２５日(水)	110名	佐世保市労働福祉センター（佐世保市稲荷町２－２８） **【申請期間】** **５/14(水)～６/３(火)（必着）**
	警報設備（甲乙４類、乙７類）	令和７年６月２６日(木)	110名	
	避難設備・消火器（甲乙５類、乙６類）	令和７年６月２７日(金)	110名	
長崎市	消火設備（甲乙１・２・３類）	令和７年７月２９日(火)	125名	長崎県勤労福祉会館（長崎市桜町９－６） **【申請期間】** **６/17(火)～７/８(火)（必着）**
	警報設備（甲乙４類、乙７類）	令和７年７月３０日(水)	125名	
	避難設備・消火器（甲乙５類、乙６類）	令和７年７月３１日(木)	125名	
	警報設備（甲乙４類、乙７類）	令和７年８月　１日(金)	125名	

（１）　各会場とも講習当日の**受付**は、**午前８時５０分～９時２０分**までです。
（２）　講習当日は、「**受講票**」と「**消防設備士免状**」を必ず提出してください。
（３）　佐世保会場は駐車場に限りがあります。また、長崎会場には駐車場はありませんので、各会場へは公共交通機関をご利用ください。

■講習科目

講　習　科　目	講習時間
１　消防用設備等関係法令及び防火に関する法令等に関する事項	０９：３０　～　１２：００
２　消防用設備等の工事又は整備等に関する事項	１３：００　～　１６：００
３　効果測定	１６：００　～　１６：３０

※　講習科目の一部免除
（１）　消防設備士法定講習を過去６ヶ月以内に受講した場合は、「講習科目１」の午前中の科目の免除を受けられます。詳細は、受講申請書裏面をお読みください。
（２）　受講免除者の講習当日の受付は、１２時４０分から１２時５０分です。
※　複数の講習区分を連日受けられる場合に、前（１）に該当する者以外は、初日の科目免除を受けることはできません。

■受講申請手続き

（１）　申請書と納付書は、**県下各消防本部（局）**及び**当協会**にあります。**(納付書は長崎県消防保安室でも配布)　ただし、受講対象者（令和５年度免状交付者・令和２年度講習受講者）には、当協会から講習案内と申請書を郵送します。なお住所を変更し、当協会に届けていない場合は返送されます。**
（２）　**申請書は、受講する講習区分ごとに１部、必ず提出。**
（３）　申請書に**写真１枚**（６ヶ月以内に撮影した証明書用写真）と**８５円切手**を**貼付**。
（４）　**講習手数料**は、**講習区分ごと(１枚の申請書)１部につき、７，０００円を長崎県電子申請システムで電子納付**するか、納付書を使用して金融機関（長崎県内の金融機関、九州内のゆうちょ銀行、全国のみずほ銀行）で納付してください。
（納付書で納付した場合は、納付済証・納付済証照合票の２枚を申請書の裏面に貼付。）
・長崎県電子申請システムアドレス
【 https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/anzen-anshin/anzen-anshinmachidukuri/shobosetsubi-houteikoushu/ 】
ＱＲコード

※ 受講申請書は受理されると、キャンセル・欠席などいかなる理由があっても手数料の払い戻しはできませんので、講習日やスケジュールを十分確認のうえ提出してください。

■申請書の申込期間

※佐世保市講習分―　５月１４日（水）～　６月　３日（火）（必着）
※長崎市講習分―　６月１７日（火）～　７月　８日（火）（必着）

■申請書の提出先及び問合せ先

【申請書の提出先】〒850-0027 長崎市桶屋町 50 番１号 杉本ビル３階 **一般財団法人 長崎県消防設備協会**　☎（095）827－4756	
【長崎県電子申請システム・納付書について】〒850-0027 長崎市尾上町３番１号 **長崎県消防保安室**　☎（095）895－2146	
※　**郵送による申請**は、長崎市・佐世保市会場とも**申込み期間最終日必着**です。**余裕をもって申請をお願いします。**（注）申込み期間以外の受付はデータ処理の関係上、受付出来ません。	

■その他

（１）　法令で定める期間内に講習を受けなかった者は、消防設備士免状の返納を命ぜられることがあります。（消防法１７条の７第２項→同法１３条の２第５項）
（２）　各日、講習の最後に効果測定を行いますので、必ず筆記用具を持参してください。
※　筆記用具は、鉛筆、消しゴムのほか、付箋、マーカーなどを持参してください。
（３）　講習案内、納付方法、講習会場などは、**当協会のホームページ**にも掲載しています。